

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和7年度 |
| 計画主体 | 竹原市 |

竹原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県竹原市企画部産業振興課
所在地 広島県竹原市中央五丁目6番28号
電話番号 0846-22-7745
FAX番号 0846-22-1113

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ、カラス、スズメ、カワウ、ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和7年度～令和9年度 |
| 対象地域 | 広島県竹原市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|--------------------|----------------------|----------------------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 野菜 芋類 果樹 | 560万円（1.45ha） |
| シカ | 水稲 野菜 芋類 果樹 | 183万円（1.24ha） |
| サル | 野菜 果樹 | 数値は把握していないが被害実態があり、今後の被害拡大が懸念される |
| タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ | 水稲 野菜 芋類 果樹 | 10.7万円（0.08ha） |
| カラス、スズメ | 水稲 野菜 果樹 | 493万円（0.39ha） |
| カワウ | 魚類 | 放流稚魚等の被害のため、被害額は不明 |
| ツキノワグマ | 果樹 | 不明 |

(2) 被害の傾向

①イノシシ（被害発生地域：市内全域、被害発生時期：通年）

市内の全域において、水稻（主には夏から秋）や野菜（通年）、果樹を中心に被害が発生している。

また、農地や農業用施設の掘り起こしの被害も深刻であり、農業従事者の耕作意欲を低下させている。さらには、市街地においても出没が増加し、人身被害や生活環境被害が懸念されている。

②シカ（被害発生地域：市内全域、被害発生時期：通年）

市内の広範囲にわたり、水稻（春から秋）や野菜（通年）・果樹を中心に被害が発生している。シカの生息域は、年々拡大していることから、今後も被害の増加が予想される。また、市街地周辺での出没も増加している。

③サル（被害発生地域：市内の一部、被害発生時期：通年）

市内の一部地域においては、目撃情報や被害報告が続いていることから、定着傾向がみられる。

また、はなれザルの目撃もあり、今後生息域や被害の拡大が予測される。

④タヌキ・キツネ・ヌートリア・アナグマ（被害発生地域：市内全域、被害発生時期：通年）

野菜を中心に水稻・果樹への被害が発生している。近年アナグマの被害相談が増加傾向にあることから、生息域の拡大が懸念される。

⑤カラス・スズメ（被害発生地域：市内全域 被害発生時期 通年）

カラスによる果樹・野菜の被害、スズメによる水稻の被害を中心に市内の広範囲において被害が発生している。特に沿岸部におけるカラスによるぶどうの被害が深刻である。

⑥カワウ（被害発生地域：市内沿岸部 被害時期：通年）

沿岸部においては島しょ部のねぐら・コロニーから来訪しているものと思われる数十羽の群れが確認されており、正確な被害状況は確認できないが、魚類等の水産物に被害が発生しているものと予測される。

⑦ツキノワグマ（被害発生場所、被害時期：不明）

令和4年度に市内北部で発見され、その後複数回の目撃情報があるが、市内での生息状況・被害状況は不明である。

しかし、隣接市町での出没が増加していることから、生息範囲の拡大により市内における出没・被害の増加の可能性がある。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和9年度) |
|--------------------------------|----------------|-------------------|
| イノシシ | 560万円(1.45ha) | 448万円(1.16ha) |
| シカ | 183万円(1.24ha) | 146万円(0.99ha) |
| サル | 集落付近への出没被害 | 集落付近への出没目撃回数の低減 |
| タヌキ、 キツネ、 ヌートリア、 アナグマ | 10.7万円(0.08ha) | 8.5万円(0.06ha) |
| カラス、スズメ | 493万円(0.39ha) | 394万円(0.31ha) |
| カワウ | 稚魚放流後の被害目撃あり | 稚魚放流後の被害目撃回数の低減 |
| ツキノワグマ | 集落周辺での目撃情報あり | 出没時の農作物被害や人身被害の抑制 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>①有害鳥獣捕獲報償費 有害鳥獣駆除班(鳥獣被害対策実施隊)及び狩猟免許所持者に捕獲数に対する報償金により、捕獲を推進している。</p> <p>②捕獲わな(箱わな)貸出 市及び有害鳥獣駆除対策協議会の備品である箱わなを被害のあった地域へ貸出しを行っている。</p> <p>③竹原市農林水産業振興事業補助金(狩猟免許取得奨励事業) 狩猟免許や猟銃所持許可の取得者に対する補助金を設けて、捕獲の担い手育成を図っている。</p> | <p>有害鳥獣駆除班(鳥獣被害対策実施隊)の高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成が必要である。</p> <p>捕獲活動に対する財政的支援(報償金)に限界がある。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>①竹原市農林水産業振興事業補助金(有害鳥獣被害防除施設設置事業) 農作物被害を未然に防止するために電気柵やワイヤーメッシュ柵、トタン柵の設置に対して補助を行っている。</p> | <p>効果的な被害防止を図るためには、個人での対策だけでなく、集落ぐるみでの対策の実施が必要である。</p> <p>集落ぐるみでの対策については、柵設置後の維持管理体制</p> |

| | | |
|----------------------|--|--|
| | ②鳥獣被害防止総合対策事業 国事業によるワイヤーメッシュ柵 の貸与事業を行っている。 | を構築し、侵入防止効果を継続 させる必要がある。 |
| 生息環境管理 その他の 取組 | ①ひろしまの森づくり事業 里山林等の森林整備や緩衝帯の整 備を行っている。 ②研修会の開催 東広島地域有害鳥獣被害対策広域 連携協議会と共催の研修会を開催 し、農業者へ鳥獣の習性や被害防止 技術、環境改善等に関する知識の普 及に務めている。 | 鳥獣の習性や被害防止技術、 環境改善等に関する知識を得 る機会をさらに増やす必要が ある。 また、一過性の講習などでは なく、継続的に学習のできる環 境づくりと地域主体で活動が 継続するような仕組みづくり が必要である。 |

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>①有害鳥獣に関する正しい知識の習得及び意識醸成を図るため、農業従事者や地域住民に対して、研修会や現地指導等の啓発活動を行う。</p> <p>②防護柵については、個人による設置を支援しつつ、地域ぐるみの大規模柵の整備を図る。</p> <p>③ICT 機器を活用した捕獲の省力化の導入について検討する。</p> <p>④新たな捕獲の担い手の確保・育成を図る。</p> <p>⑤（一社）広島県鳥獣対策等地域支援機構（通称テゴス。以下、「テゴス」という）に参画し、最新の知見を取り入れながら、効果的に被害対策の推進に取り組む。</p> |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|---|
| <p>竹原市有害鳥獣駆除対策協議会において、鳥獣捕獲の担い手として位置づけられた20名で構成する有害鳥獣駆除班（鳥獣被害対策実施隊員との重複あり）や個人捕獲を行う狩猟免許所持者、農林業従事者等の連携により、効果的な捕獲活動体制を整備する。</p> <p>①イノシシ、シカ、サル、タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ、カラス、スズメ</p> <p>農林業従事者からの被害報告及び対策協議会による予察表に基づき、被害者及び捕獲従事者の連携により捕獲対策を行う。イノシシ及びシカの捕獲にあたり、駆除班（実施隊）員にライフル銃を所持させる場合もある。</p> |
|---|

有害鳥獣により住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある不測の緊急事態の場合は、市又は警察の指示により、駆除班（実施隊）員が主体となって追い払いまたは捕獲措置を行う。

②ツキノワグマ

出没時は、基本的に追い払いを優先する。住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある不測の緊急事態の場合は、駆除班（実施隊）員が主体となって捕獲を行う。

その際、駆除班（実施隊）員にライフル銃を所持させる場合もある。

③カワウ

漁業被害の実態把握に努めるとともに、カワウについては行動範囲の広さから広域での対策が必要となるため、広島県カワウ対策協議会（南部ユニット）と連携し、捕獲を含めた被害対策を検討・実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---------------------------------------|--|
| 令和7年度 | イノシシ、シカ、サル、タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ、カラス、スズメ | イノシシ、シカを対象に箱わなの積極的な活用及び猟銃による捕獲を行い、イノシシ、シカによる被害の拡大防止に努め、ICT機器を活用した捕獲の省力化の導入について検討する。 タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ、カラス、スズメについては捕獲と併せて、農林業従事者による忌避、威嚇等の追い払いを行うための啓発活動の推進をする。 また、農林業従事者の狩猟免許取得や捕獲の担い手の育成を図るため、新規取得に対して補助金の助成を行う。 |
| | ツキノワグマ | 駆除班（実施隊）員が主体となって捕獲を行う。 |
| | カワウ | 漁業被害の実態把握に努めるとともに、広島県カワウ対策協議会（南部ユニット）で連携し、捕獲を含めた被害対策を検討・実施する。 |
| 令和8年度 | 同上 | 同上 |
| 令和9年度 | 同上 | 同上 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|--|--|
| <p>広島県鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画を踏まえ、被害状況や過去の捕獲頭数を勘案して数値を設定する。</p> <p>イノシシ、シカについては、依然被害が大きく、生息域の拡大や生活環境被害等が懸念されることから積極的な捕獲を推進する。</p> <p>タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマについては、農作物の被害は横ばいであるが、被害相談が増加傾向にあるため、積極的に捕獲に取り組む。</p> <p>カラス、スズメについては、年により被害の多寡はあるが、高収益作物が被害を受けることも多いため、継続して捕獲に取り組む。</p> <p>サル、カワウ、ツキノワグマについては、効果的な被害防止策を検討し、捕獲については必要に応じて実施する。</p> <p>(参考) 令和6年度捕獲見込頭羽数： イノシシ 707 頭、シカ 516 頭、サル 0 頭、タヌキ・キツネ・ヌートリア：95 頭、カラス・スズメ 23 羽、カワウ 0 羽</p> | |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| イノシシ | 710 頭 | 710 頭 | 710 頭 |
| シカ | 520 頭 | 520 頭 | 520 頭 |
| サル | 5 頭 | 5 頭 | 5 頭 |
| タヌキ、 キツネ、 ヌートリア アナグマ | 140 頭 | 140 頭 | 140 頭 |
| カラス、 スズメ | 50 羽 | 50 羽 | 50 羽 |
| カワウ | 10 羽 | 10 羽 | 10 羽 |
| ツキノワグマ | 人身被害が懸念される場合のみ | 人身被害が懸念される場合のみ | 人身被害が懸念される場合のみ |

| 捕獲等の取組内容 |
|-----------------------------------|
| 駆除班（実施隊）による銃器・わな（箱わな、囲いわな）による有害鳥獣 |

捕獲を行う。銃器による捕獲活動は、農林水産業従事者と連携し、被害状況の把握に努め、効果のある捕獲活動を行う。わなによる捕獲予定場所は、関係者と協議し、効果的と考えられる場所へ設置する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|--|
| イノシシ・シカ・ツキノワグマ等大型の鳥獣の捕獲については、半矢を防ぎ、より確実な捕獲を行うため、場合によっては射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する必要があるが、ライフル銃所持者が不足する場合に、猟銃所持期間が10年に満たない者であっても、申請があれば所持の推薦を検討する。実施予定時期は、4月1日から3月31日とし、区域は市内全域（銃器使用可能場所）とする。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|-------|
| 無し | 権限移譲済 |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| イノシシ シカ、サル、 小型獣類、 ツキノワグマ | 電気柵 20箇所 4,000m | 電気柵 20箇所 4,000m | 電気柵 20箇所 4,000m |
| | ワイヤーメッシュ柵 5,000m | ワイヤーメッシュ柵 5,000m | ワイヤーメッシュ柵 5,000m |
| | (内交付金) 2,000m | (内交付金) 2,000m | (内交付金) 2,000m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|---|---|-------|-------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| イノシシ シカ サル カラス 小型獣類 ツキノワグマ | テゴス専任者が中心となって、侵入防止柵の維持管理方法や、効果的な被害防止対策を普及させるためのモデル園の設置を行い、被 | 同左 | 同左 |

| | | | |
|--|---------------------------|--|--|
| | 害防止対策の正しい知識の普及啓発を継続して実施する | | |
|--|---------------------------|--|--|

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

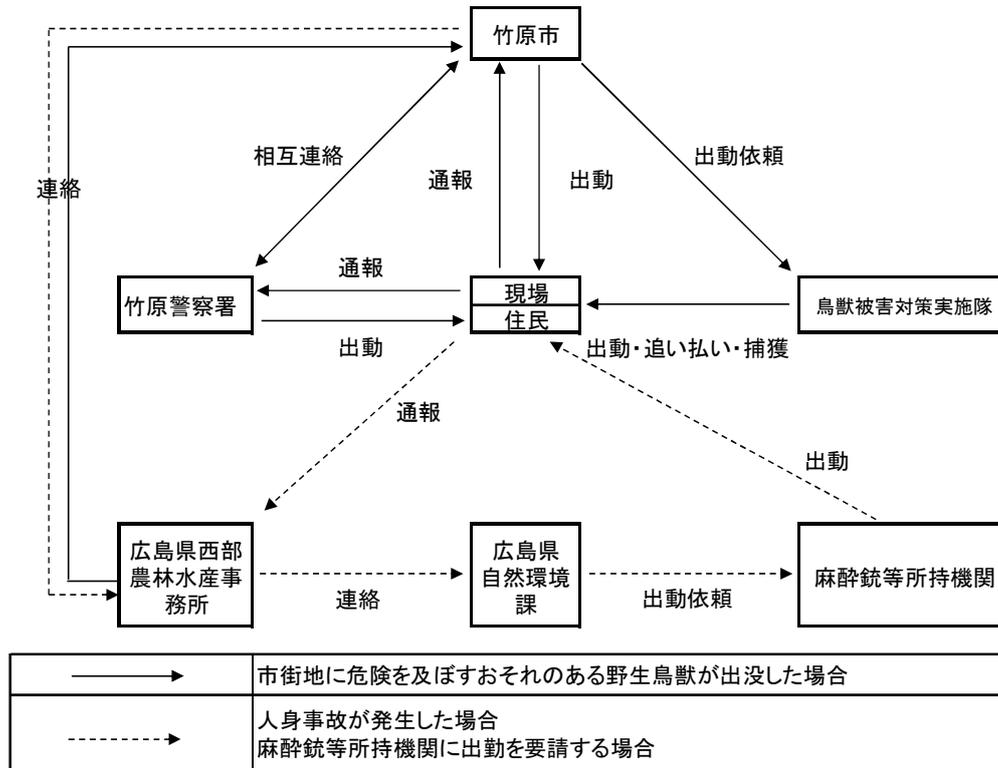
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---|--|
| 令和7年度 | イノシシ シカ サル カラス 小型獣類 ツキノワグマ | テゴス専任者が中心となって、鳥獣を引き寄せないための環境改善対策（集落内の餌場の除去や森林整備、緩衝帯の設置）等の指導・実施を行う。 |
| 令和8年度 | 同上 | 同上 |
| 令和9年度 | 同上 | 同上 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 竹原市企画部産業振興課 | 駆除班（実施隊）への指示。関係機関との連絡調整。出没情報等の広報。 |
| 竹原警察署 | 住民の安全確保。危険防止のために必要な措置。 |
| 広島県西部農林水産事務所 広島県自然環境課 麻酔銃等所持機関 | はなれザルやツキノワグマに対する麻酔薬の使用等、必要に応じて協議。 |
| 竹原市鳥獣被害対策実施隊 | 対象鳥獣の捕獲及び追払い。 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し原則として適切に埋設処理を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|--|
| 食品 | イノシシ及びシカについては、関係機関等と連携し、地域資源としての有効利用方法を検討する。 |
| ペットフード | 同上 |
| 皮革 | 同上 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 同上 |

(2) 処理加工施設の取組

地域及び関係機関等と連携し、処理加工施設の導入について検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域及び関係機関等と連携し、処理加工施設の人材育成について検討を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 竹原市有害鳥獣駆除対策協議会 |
|--------------------|---|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 竹原市企画部産業振興課 | 事務局 |
| 竹原市猟友会 | 有害鳥獣関連情報の提供や有害鳥獣捕獲の実施及び捕獲した鳥獣の利用方法等について助言 |
| ひろしま農業協同組合 | 被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知 |
| 竹原市農業委員会 | 被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知 |
| 広島県農業共済組合 東広島支所 | 被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知 |
| 尾三地方森林組合 | 被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知 |
| 芸南漁業協同組合 | 被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知 |
| 鳥獣保護管理員 | 鳥獣の専門知識に関する助言 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------------|--------------------------|
| 東広島市、三原市、大崎上島町 | 市郡境での捕獲活動や鳥獣の出没等に関する協議連絡 |
| 広島県西部農林水産事務所 | 鳥獣被害対策の助言 |
| (一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構 | 情報提供、鳥獣被害対策の指導及び協力 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣の捕獲及び侵入防止柵設置等、被害防止対策の適切な実施を目的に、平成 24 年 3 月 29 日に市職員による鳥獣被害対策実施隊を設置。平成 25 年 4 月 1 日より効果的な捕獲体制の構築のため、猟友会から選出された駆除班の中から民間隊員を任命し、令和 6 年 4 月 1 日現在、20 名の民間隊員がいる。隊員は市からの要請に応じて、有害鳥獣の捕獲や鳥獣の市街地への出没等の緊急事態への対応等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策プログラムによる研修会を受講し、市担当者や集落リーダーを養成する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や地元農林水産業従事者等と有害鳥獣による被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と防除を目指す。また、被害のある各地域において広域的かつ組織的な被害防止対策を実施する。